

社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会  
福祉コミュニティ支援事業実施要綱

(事業の目的)

第1条 この事業は、住民が主体となって誰もが安心して、生きがいを持ちながら暮らしていける地域にしていく「福祉のまちづくり」を宝塚市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が支援するものである。

(支援の内容)

第2条 社協は、地域の人々が主体的に福祉コミュニティの形成に取り組まれるまちづくり協議会に対して、活動内容の相談および助成金の交付を行う。

(助成対象となる活動)

第3条 次に掲げるねらいに即した活動とする。

**【基本活動】※5つ以上の活動を実施**

○「知る、学ぶ、伝える」ための活動

地域住民が参加し、福祉問題の発見・把握を行い、福祉サービスや介護・健康・老後について学習したり、社会資源の現状を把握することによって、住民の福祉に関する理解と関心を高める活動。

○「ふれあう、交流する」ための活動

住民自らが「気づいたこと」や「感じたこと」をもとに、実際に地域で援助を必要としている方々とのふれあい交流活動。

**【ステップアップ活動】※基本活動+2つ以上の活動を実施**

○「協議する・連携する」ための活動

地域の福祉課題や取り組む活動について、話あい、情報共有ができるテーブルづくり  
小学校区単位の地域福祉ネットワーク会議

※ 小学校区単位の地域福祉ネットワーク会議開催は、ステップアップ活動選択時に必須活動でおこなうものとする

○「見守る・予防する」ための活動

地域内に住んでいる高齢者や障害者、または児童が安心して暮らしていくために、住民主体の見守り活動および健康維持・介護予防を目的とした、定期的におこなうリハビリや健康体操の実施

○「人材を育てる」ための活動

地域で、次の世代の人材を育成していくための活動として、学校と連携した福祉教育の実施や地域ボランティアの養成活動

**【重点活動】※基本活動+ステップアップ活動+週1回以上の日常生活支援活動**

○「支えあう」ための活動

地域で援助を必要としている方の自立生活を支援するため、住民主体の具体的な見守り・支え合い活動などの推進、また、生活障害を持った方々のグループ化をはかる活動。

## 【オプション活動】 ※週3回以上から週5回以上の地域福祉活動拠点設定

### ○「相談」「情報」「交流」「活動」等の機能を持つ地域福祉活動拠点の設定

#### ○地域福祉活動拠点における事務局機能の整備（地域人材の配置）

##### （1）拠点の位置づけ

日常生活圏域であるおおむね小学校区（まちづくり協議会）範囲において、「相談・情報・交流・活動」などの機能を持った、中核的な役割の地域福祉活動拠点の場をつくることで、福祉課題を抱えている方を支えあっていく地域社会を構築していく。

##### （2）拠点の開催頻度等

地域福祉活動拠点において、表2に掲げる活動プログラムが週5日以上開館の上、実施されることを原則とする。ただし、週1日以上の開館活動から助成申請はできるものとするが、拠点設定日より1年間の間に週3日、3年間で週5日の活動体制にすることを原則とする。上記、未達の場合は全額返還を要するものとする。

##### （3）事務局機能の整備（地域人材の配置）

上記（1）、（2）の要件を満たした各活動拠点において、コミュニティ活動等に関する地域住民からの問い合わせや相談への対応、地域の活動に関する連絡・調整等のための地域人材を配置。

（週に3日から取り組み、3年間かけて、週に5日以上配置）

##### （助成金額）

第4条 助成金額は、各まちづくり協議会範囲内自治会及び、民生児童委員を通じて、協力頂いた、前年度12月末までの社協会費の実績額と活動内容に基づいて決定する。但し、千円未満は切り捨てとする。（表1参照）

2 ステップアップ活動に取り組むまちづくり協議会については、基本活動を選択の後、追加活動として上限3万円の追加助成を行う。（表2参照）

3 地域福祉活動拠点設定に取り組むまちづくり協議会については、重点活動を選択の後、オプション選択として、拠点使用および運営にかかる諸経費として、上限8万円の追加助成を行う（表2参照）

4 重点活動に取り組む、かつ週1回以上の日常生活支援活動に複数取り組んでいこうとするまちづくり協議会については、内容に応じて一部追加助成を行う。

5 助成金額の決定については、内容確認の上、交付決定通知（様式3号）により行うものとする。

##### （申請書並びに報告書の提出）

第5条 助成金の交付を希望するまちづくり協議会は、原則として年度当初に本要綱に添い、予算書（様式2-1号）および活動計画書（様式2-2、2-3号）を作成し、それに助成金交付申請書（様式1号）および役員名簿を添付の上、社協に交付申請を行うものとする。

2 助成金の交付を受けたまちづくり協議会は、年度終了後15日以内に決算書（様式5-1号）および活動報告書（様式5-2、5-3号）を社協に提出するものとする。

3 剰余金については、基本的に社協に返金するものとする。但し、次年度具体的な福祉活動計画のあるまちづくり協議会は、剰余金繰り越し申請書（様式6号）により剰余金の繰り越しを申請できるものとする。尚、剰余金の繰り越し決定については、内容確認の上、社協より繰越金承諾書（様式7号）により行うものとする。

(その他)

第6条 宝塚市まちづくり協議会補助金の交付を受ける場合は、宝塚市まちづくり協議会補助金と本助成金の使途を明確に区分するものとする。

2 申請時および、報告時、または年度途中において必要があると認めた場合はさらに詳しい書類の提出を求める他、事業の実施状況、助成金の使用状況等の調査を行うものとする。

3 報告がなされない場合や、虚偽の報告などの不正行為が発覚した場合は、助成金の返還を請求するものとする。

4 宝塚市の地域福祉を推進するために、7～9月の社協会員募集強化月間においてまちづくり協議会が開催する行事等で積極的に社協会員募集を行い、本事業にかかる助成金の財源の確保に協力するものとする。(表3参照)

#### 附 則

この要綱は、平成10年5月7日から施行する。

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年5月9日から施行する。

(表1)

活 動 内 容	助 成 金 額 (上限額)
<p><b>【基本活動】</b>  ○会費 20%+5 万円  ○5 つ以上の活動を実施</p> <p>イベント・交流・学習会  月 1 回集う場  体操教室・会食会</p>	<p>各まちづくり協議会区域内自治会、および民生児童委員を通じてご協力いただいた、前年度 1 2 月末までの社協会費実績額の、</p> <p>2 0 % + 5 万円</p>
<p><b>【ステップアップ活動】</b>  ○会費 20%+5 万円+3 万円  ○基本活動+2 つ以上の活動</p> <p><u>校区地域ネットワーク会議 (必須)</u>  <u>人材育成活動</u>、見守りネットワーク  介護予防活動</p>	<p>各まちづくり協議会区域内自治会、および民生児童委員を通じてご協力いただいた、前年度 1 2 月末までの社協会費実績額の、</p> <p>2 0 % + 5 万円 + <u>上限 3 万円</u></p>
<p><b>【重点活動】</b>  ○会費 30%+10 万円  ○基本活動+ステップアップ活動+週 1 回以上の日常生活支援活動</p> <p>日常生活支援型活動  週 1 回以上集う場活動</p>	<p>各まちづくり協議会区域内自治会、および民生児童委員を通じてご協力いただいた、前年度 1 2 月末までの社協会費実績額の、</p> <p>3 0 % + 1 0 万円</p>
<p><b>【オプション活動】</b>  <u>地域福祉活動拠点の設定と地域人材の配置</u> ※「重点活動」以上  ○「相談・情報・交流・活動」などの機能を持った、中核的な役割の地域福祉活動拠点の場をつくることで、福祉課題を抱えている方を支えあっていく地域社会を構築していく。</p> <p>①地域福祉活動拠点の設定  助成は、1 年限りであり、上限金額は 8 万円  週 5 日開館を目指す (週 1 回開館からの開始可)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 年目：週 3 日以上開館</li> <li>・ 3 年目：週 5 日以上開館</li> </ul> <p>②地域人材の配置  上記の本要綱による地域福祉活動拠点の設定後のコミュニティで、活動拠点において、コミュニティの情報提供や地域福祉活動に関する問い合わせや相談などを受ける人材を開館頻度と並行して配置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ①と同じ頻度 (3 年で週 5 日以上) で人材を配置していく。</li> <li>・ 助成金額は、2 4 万円 / 1 年 (3 年間)</li> <li>・ 本要綱による地域福祉活動拠点の設定が必要</li> </ul>	

※オプション活動② 地域人材の配置について

各活動拠点における活動と並行して配置するということで、滞在時間は、1 時間いたら 1 日にカウントするという扱いではなく、最低でも午前・午後など半日は配置すること。

(表 2) 地域福祉活動拠点機能

相談	<b>地域福祉活動の相談窓口</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・気楽に相談ができる機能</li><li>・身近な場所での専門的相談</li></ul>
情報	<b>当事者座談会の開催</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・当事者の声の発信、収集</li></ul> <b>福祉情報の掲示</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・福祉施策、地域の福祉情報、地域のイベント情報の受発信</li></ul>
交流	<b>地域活動団体の活動拠点</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・高齢者・障害者・子育て中の親や子ども、定年退職者の方等が集まる場所づくり（みんなが集まる場）</li><li>・誰もが入りやすい環境づくり</li><li>・世代交流・カラオケ・おしゃべり・囲碁・将棋・喫茶コーナー・作品展示会・手芸教室等</li><li>・福祉施設と施設と地域の人との交流・理解を深める</li></ul>
活動	<b>集う場づくり活動</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ふれあいいいききサロン</li><li>・子育てサロン</li><li>・週 1 回以上の活動の実施支援</li></ul> <b>福祉学習会、講座</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・人材育成講座</li><li>・健康教室、介護教室など</li></ul>

(表 3) 宝塚市の地域福祉を推進する活動

<ul style="list-style-type: none"><li>・ 7～9月の社協会員募集強化月間で開催する行事にてのぼりやポスターなどを設置し、コミュニティ活動に参画する方々へ社協会員募集を PR する。</li><li>・ コミュニティの広報紙やチラシ等に「自治会、民生委員などを通じて社協会員の依頼がございましたら、是非、ご協力ください」と記載し社協会員募集を PR する。</li><li>・ コミュニティ行事において、社協会員募集の PR ブースなどを設置する。</li></ul>
--